

茨木市国際親善都市協会事業補助要綱

茨木市国際親善都市協会補助要綱（昭和61年6月14日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、茨木市国際親善都市協会（以下「協会」という。）が実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより姉妹及び友好都市並びにその他の都市との交流を促進し、もって都市相互間における市民の文化、福祉等の向上を図ることを目的とする。

（補助対象経費）

第2 補助の対象経費は、協会の事業に要する経費のうち、管理的経費以外の経費とする。

（補助金額）

第3 補助額は、本協会の事業に要する経費のうち、管理的経費を控除した額とし、市長が別に定める額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市国際親善都市協会事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

（補助金の交付決定）

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市国際親善都市協会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第6 第5の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市国際親善都市協会事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第7 市長は、第6の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、年度終了後、茨木市国際親善都市協会事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定等）

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市国際親善都市協会事業補助金確定通知書（様式第5号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の返還）

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

（検査等）

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助団体に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第14 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(市長の指示)

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市国際親善都市協会事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市国際親善都市協会事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年3月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市国際親善都市協会事業補助要綱の規定は、令和2年度以後の申請に係る補助金について適用し、令和元年度以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年3月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13の規定は、令和8年3月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者

印

（代表者氏名が自署の場合は押印不要）

茨木市国際親善都市協会事業補助金交付申請書

茨木市国際親善都市協会事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

協会の事業に要する経費のうち、管理的経費以外とする。

2 交付申請額

円（概算額）

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第 2 号（第 5 関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者 様

茨木市国際親善都市協会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市国際親善都市協会事業補助金
は、次の条件を付けて、金 円（概算額）を交付する。

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第3号（第6関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者

印

茨木市国際親善都市協会事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知の
あった茨木市国際親善都市協会事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額（概算額）

様式第4号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
団体名
代表者

⑩

（代表者氏名が自署の場合は押印不要）

茨木市国際親善都市協会事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額（概算額）
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書

様式第5号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者 様

茨木市国際親善都市協会事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市国際親善都市協会事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額（概算額） | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

